障生第1754号

令和３年１１月17日

障がい者支援施設等管理者・施設長　様

障がい者通所サービス事業所等管理者　様

大阪府福祉部障がい福祉室長

高齢者施設等「スマホ検査センター」の対象拡大について

　日頃より大阪府障がい福祉行政への御理解御協力を賜りお礼申し上げます。

さて、大阪府で設置しております高齢者施設等「スマホ検査センター」は、少しでも症状のある高齢者施設等の職員、入所者を対象に迅速に検査を実施する仕組みとして、令和３年１月に開設し、同３月、同４月と順次対象を拡大してまいりました。

このたび、令和3年11月12日（金）より、「第六波」に備えた体制強化のため、さらなる対象拡大を図り、従来、職員のみとしていた福祉サービス（例：居宅介護等）の利用者を含め、「別添１」に記載する施設等のすべての職員及び利用者の利用が可能となりますので、ご案内いたします。

|  |
| --- |
| ◆高齢者施設等「スマホ検査センター」（以下「検査センター」という。）について・　社会福祉施設等におけるクラスターの発生防止と感染拡大の最小化、福祉サービスの安定的な提供を確保するため、かかりつけ医や保健所(新型コロナ受診相談センター)での体制に加え、職員・福祉サービスの利用者に少しでも症状が出た場合にスマートフォンやＰＣで検査申込ができる仕組みです。・　これまでの検査キットは、唾液を直接採取する方法のみでしたが、今回、高齢者等唾液採取が難しい方も検体採取しやすい検査キット（綿棒に唾液をしみこませる）を導入し、採取方法の拡充を図ります。◆大切な注意点・　受診が必要な場合（息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合）などは、お近くのかかりつけ医にご相談ください。* 夜間・休日やかかりつけ医がいない方などは、施設等所在地や職員の住所地を管轄する保健所（新型コロナ受診相談センター）へご相談ください。

【検査センターホームページ】<http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikifukushi/coronafukushi/index.html>【検査センターに関するお問合せメールアドレス】　kensasenta1@medi-staffsup.com |

【添付資料】（各施設種別共通資料）

・別添１　検査対象施設、検査を受ける職員の職種

・別添２　高齢者施設等「スマホ検査センター」について（検査の流れ、本部・サテライト等）

・別添３　高齢者施設等「スマホ検査センター」の利用にあたってのFAQ等

・別添４　福祉施設等の管理者、職員の皆様へ

問い合わせ先

【障がい者支援施設等、障がい者通所サービス事業等】

大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課指定・指導Ｇ

電話番号：06-6944-6026